

資料1-2  
添加物部会  
令和8年3月11日

消 食 基 第 9 7 号  
令 和 8 年 2 月 2 7 日

食品衛生基準審議会  
会長 曾根 智史 殿

内閣総理大臣 高市 早苗  
( 公 印 省 略 )

諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正について